

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福島県報

## 目次

### 規則

○福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

三五七

### 告示

○生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件二件

三五七

○生活保護法による指定介護機関を廃止した旨届出があった件

三五六

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

三五九

○保安林の指定変更をする予定である旨通知があった件

三五九

○保安林の指定変更要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明のため当該通知内容を掲示した件二件

三五九

### 公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件

三六〇

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件

三六〇

○福島県准看護師試験を実施する件

三六〇

○福島県警察本部

三六〇

○落札者を決定した件

三六一

## 規則

福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第六十七号

#### 福島県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

福島県老人福祉法施行細則（平成五年福島県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」及び「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」を「、認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」に改

める。

### 附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県老人福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による老人居宅生活支援事業開始届は、改正後の福島県老人福祉法施行細則様式第一号による老人居宅生活支援事業開始届とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（高齢福祉課）

## 告示

### 福島県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ニチイケアセンター鎌田	福島市丸字町頭一四一	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二一	平成二十四年九月一日	通所介護 介護予防 通所介護
ミニとまとケア指定居宅介護支援事業所	同 市太平寺字古内一四一	株式会社ミニとまとケア	福島県福島市太平寺字古内一四一	同	居宅介護 支援
こころ訪問看護ステーション	会津若松市本町三一二	株式会社erclust	同 県会津若松市本町三一二〇	同	訪問看護 介護予防 訪問看護



される生活保護法の規定を含む。)により、次の指定介護機関から、当該介護機関を廃止した旨届出があった。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
ミニとまととケア指定 居宅介護支援事業所	福島市太 平寺字古 内十四一 九	株式会社 ミニとま とケア	福島県福島市太 平寺字古内一四 一	平成二十四年四月 三〇日	居宅介護 支援
ホームケア C O C O L	会津若松 市本町三一 二〇	株式会社 c l u s t e r	同 県会津若松 市本町三一 二〇	同 年八月 三一日	小規模多 機能型居 宅介護

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
いわき市内郷白水町入山一三七の一、一三七の二
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第四百九十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
いわき市川前町下桶売字荻八四の二、字上高部二二二、字志田名一七四の三、一八八の四、一九〇の二、字西向七二の三、七二の四、七三の二、七四の二、字五味沢二一三の三、二一九の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
  - 1 立木の伐採の方法
    - (一) 主伐は、択伐による。
    - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(森林保全課)

福島県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 所在の不明な者の氏名  
星学
- 二 通知の内容の要旨
  - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
  - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件(平成二十四年福島県告示第四百五十八号)によること。
  - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用

する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を  
福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第五百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第  
三十条の規定により保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方  
のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容を下郷  
町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。  
平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名

阿部勝藏、阿部勝太郎、阿部傳十郎、阿部文一、五十嵐清次郎、五十嵐太市郎、五  
十嵐友哉、加藤安次、高橋儀一、高橋清太郎、小室フジエ、佐藤順昭、佐藤定八、佐  
藤紋藏、佐藤弥平、佐藤與三郎、玉川晃、玉川猪松、玉川嘉一郎、玉川輝男、玉川嘉  
七、玉川勝彦、玉川金八、玉川郡平、玉川憲一、玉川重勝、玉川隆昭、玉川長吉、玉  
川千代松、玉川久、玉川ヒロ子、長沼リエ、玉川弘幸、芳賀市太郎、芳賀弘一、芳賀  
ツヤ子、芳賀テル子、芳賀弘善、芳賀平次郎、芳賀友次郎、芳賀興重、星亀之助、星  
新助、星タケ子、星トラノ、星久次郎、星藤七、星美代子、星ヤス子、星幸作、室井  
亀重、室井茂吉、室井新吉、室井清人、弓田常春、渡部一

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこ  
と。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林  
の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十四年福島県告示  
第四百五十五号）によること。  
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用  
する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を  
福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

公 告

公告第三百十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十二日

二 名称

NPO法人超機密プロジェクト

三 代表者の氏名

齋藤 雅信

四 主たる事務所の所在地

福島県耶麻郡西会津町野沢字下條乙千九百六十九番地二十六

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般に対して、西会津町の観光や民芸品の振興、町内に在住する  
子供の育成、町内商店の活性化に関する事業を行い、オリジナルキャラクターを製作、  
このキャラクターによる映像番組を製作し、地域観光資源や特産品などの紹介を地元  
ケーブルテレビを始め、YouTube等のメディアを活用して町外に広く周知し、  
西会津町の産業振興及び町内若年層に対する郷土愛の涵養や情操教育等に寄与するこ  
とを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非  
営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十四年十月十五日

二 名称

特定非営利活動法人自然環境応援団

三 代表者の氏名

上條 大輔

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市鹿島区上柘窪字瀬ノ沢二十番一

五 定款に記載された目的

この法人は、自然環境、限りある資源を大切にすることを農林漁業と  
農村文化を通じて次世代に残し生きるもの全てに優しくなれる心豊かな社会の実現に  
寄与する事を目的とする。

(文化振興課)

公告第三百十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、平成  
二十四年度福島県准看護師試験を次のとおり実施する。  
平成二十四年十月二十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 試験期日  
平成二十五年二月十三日（水）午後一時開始
- 二 試験場所  
郡山市南二丁目五十二番地 福島県産業交流館（ビッグパレットふくしま）多目的展示ホール
- 三 提出書類
  - 1 受験願書
  - 2 写真  
出願前六月以内に脱帽して正面から撮影した縦六センチメートル横四センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載し、受験用写真台紙に貼り付けること。
  - 3 受験資格を証する書類
    - (一) 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下「規則」という。）第二十七条第二号から第四号までに掲げる書類とする。
    - (二) 受験願書の受付期間内に規則第二十七条第二号の修業証明書又は卒業証明書を添付することができない者は、当該証明書に代えて修業見込証明書又は卒業見込証明書を添付すること。ただし、この者が平成二十五年三月十一日午後五時までに修業証明書又は卒業証明書を知事に提出しないときは、試験結果のいかんにかかわらず、当該試験は無効とする。
- 四 受験手数料  
六千九百円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼って納入すること（消費はしないこと）。
- 五 受験願書の受付期間  
平成二十四年十二月三日から同月五日までに持参又は書留郵便により郵送のこと（郵送の場合は、平成二十四年十二月五日までの通信日付印のあるものは有効とする。）。
- 六 受験願書の提出先  
福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室  
福島市杉妻町二番十六号（郵便番号九六〇一八六七〇）  
電話 〇二四―五二一―七二二二（直通）
- 七 その他
  - 1 受験願書用紙等を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して百四十円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、前記受験願書の提出先へ請求すること。
  - 2 試験の詳細については、福島県保健福祉部健康衛生総室地域医療課感染・看護室に問い合わせること。

（地域医療課感染・看護室）

福島県警察本部

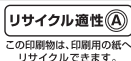
福島県警察本部公告第72号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成24年10月23日

福島県警察本部長 平井 興宣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
自動車保管場所管理システム機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成24年10月3日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額  
21,685,230円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成24年8月24日

（会計課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷